

第2章 環境保全対策の総合的な取組の推進

20世紀後半からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動や生活様式の定着、都市化の進展により、生活排水による河川等の汚染や廃棄物問題、化学物質による環境汚染、更には身近な緑の減少など様々な形で環境問題が顕在化しています。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模での環境問題も顕在化し、地球の生態系にも大き

な脅威を与えている状況にあります。

これらの問題を解決していくためには、経済社会システムの見直しやライフスタイルの変革に向けて、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、それぞれの役割を果たしていくことが重要であり、長期的な視野に立ち、各種の環境施策を総合的、計画的に進めていく必要があります。

第1節 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

本県の環境行政の基本的方向については、平成8年12月に制定した「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」において定められています。

本条例は、本県の環境行政の基本理念、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年3月に策定した「青森県環境基本構

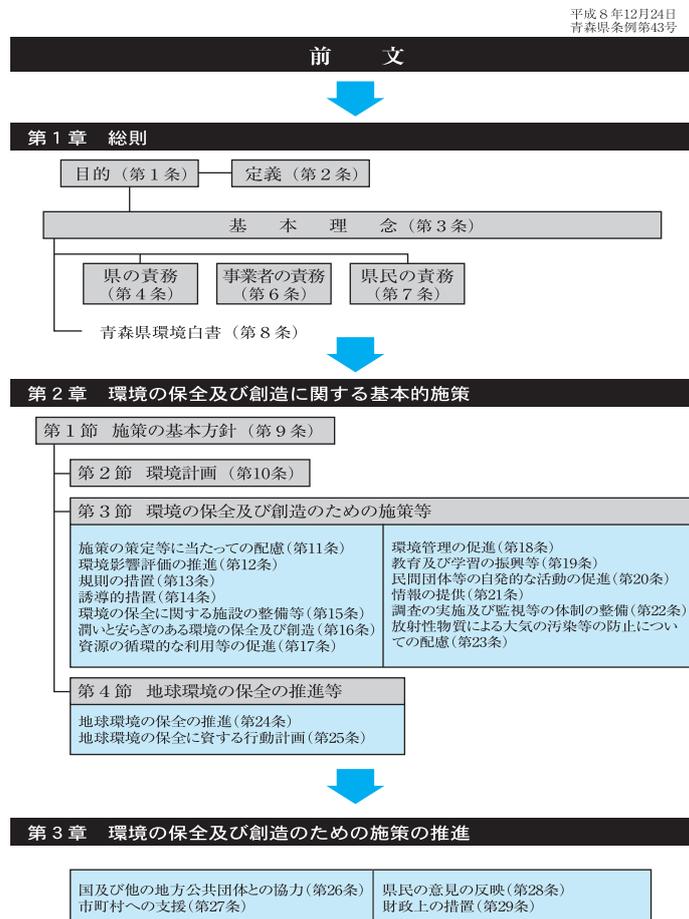
想」の考え方を踏まえ制定したものです(図1-2-1)。

本条例では、新たな環境施策を推進するために次の4つを基本理念として定めています。

〈基本理念〉

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- 2 人と自然との調和の確保
- 3 持続的発展が可能な社会の構築
- 4 地球環境の保全の推進

図1-2-1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例



資料：県環境政策課

第2節 青森県基本計画未来を変える挑戦

1 計画の基本的な考え方

「青森県基本計画未来を変える挑戦」（計画期間：平成26年度～平成30年度）は、県行政全般に係る政策・施策の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針であり、「強みをとことん、課題をチャンスに」というコンセプトの下、県民一丸となって戦略的に挑戦し青森県の未来を県民自らの力でめざす姿に変えていくための計画です。

本県には、これから世界に通じる価値を生み出すための種となる地域資源があります。

例えば、世界自然遺産の白神山や国の推進する国立公園満喫プロジェクトに選定された十和田八幡平国立公園、平成25年に指定された三陸復興国立公園のほか、津軽国定公園、下北半島国定公園などの自然公園があり、これらに代表される「豊かな自然」は県民が最も愛着を持っている地域資源となっています。

また、豊かな自然からもたらされる「きれいな水」は本県が誇る安全で安心な農林水産物の生産にも重要な役割を担っています。

こうした本県の地域資源や、これまで本県が取り組んできた成果や可能性については、強みとして徹底的に磨き上げ、活用することで、その価値が世界の中でより広く認められることが可能となります。

一方、人口減少や平均寿命の短さといった本県が抱える諸課題については、現状と今後の見通しを把握した上で、その解決にしっかりと取り組んでいく必要がありますが、課題は大きければ大きいほど、その解決によって得られるメリットは大きくなるものと考えられます。

また、課題解決の成果は、同様の課題を抱えている国内外の地域にとって役立つ知見となりますので、他から認められる価値を本県が生み出すことにもなります。

このように考えると、本県が抱える課題はむしろ伸びしろの大きいチャンスと捉えることができます。

こうした視点から、本県が解決しなければならない課題を認識した上で、今こそチャンスと捉え、課題解決を通して地域が成長していく取組を進めます。

2 2030年のめざす姿の具体像

この計画では、2030年におけるめざす姿の具体像として、「青森県の『生業（なりわい）』と『生活』が生み出す価値が世界に貢献し広く認められている状態」、言い

換えれば「世界が認める『青森ブランド』の確立」を掲げています。

この「青森ブランド」とは、青森県産品のブランド化のみを指すのではなく、青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が一体となって生み出す価値の総体を指します。具体的には、「買ってよし（ビジネスの対象としての価値）」、「訪れてよし（観光・交流対象としての価値）」、「住んでよし（生活対象としての価値）」の3種類の価値を備え、それが世界から認知されている状態をめざすものです。

計画では「産業・雇用」、「安全・安心、健康」、「環境」、「教育、人づくり」の4分野を設定するとともに（図1-2-2）、それぞれの分野ごとに「めざす姿」を掲げ（図1-2-3）、体系化された政策・施策に基づき、めざす姿の実現に向けた取組を推進します。

図1-2-2 計画を構成する4つの分野

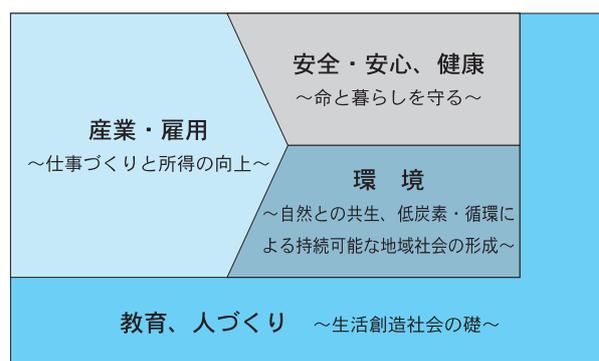


図1-2-3 環境分野のめざす姿

～自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成～

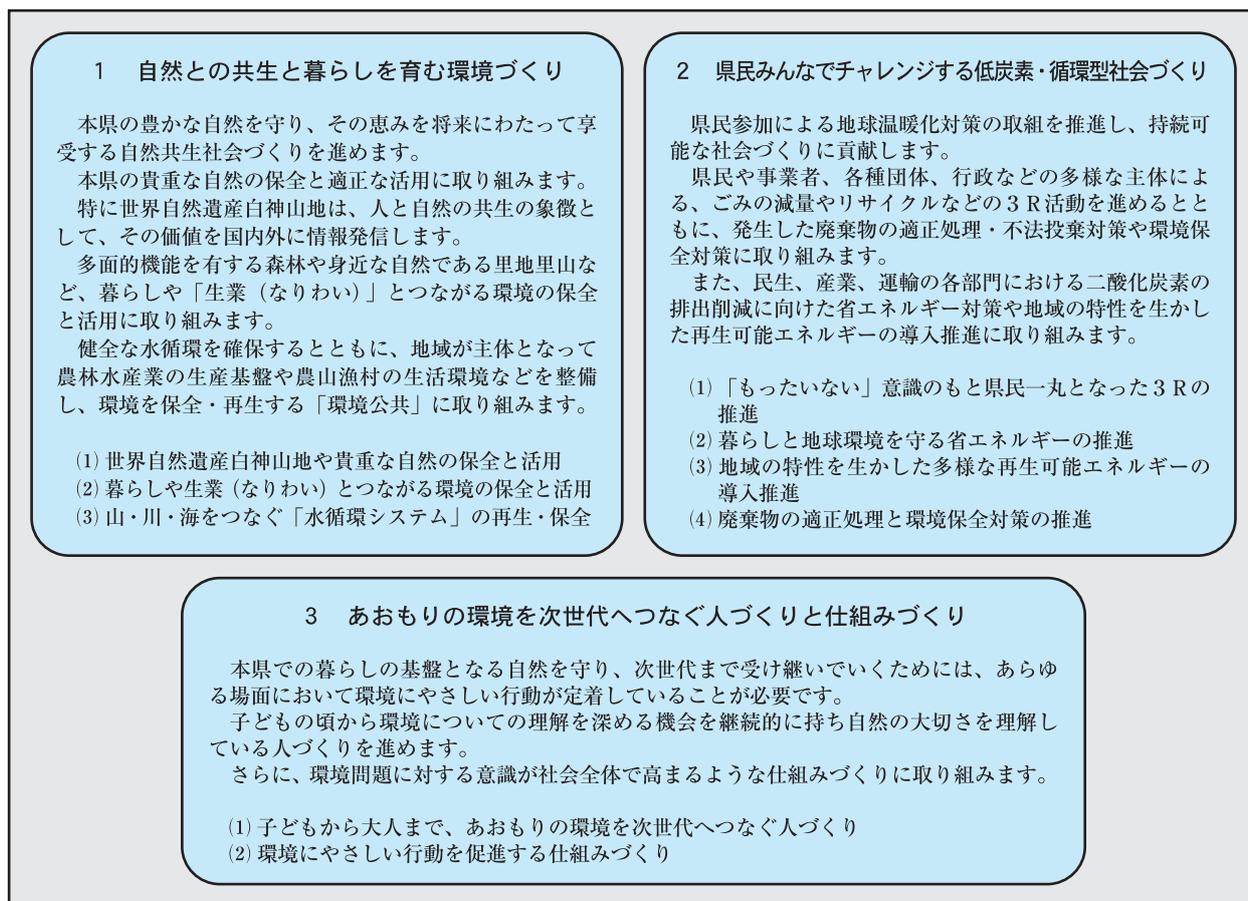
- 自然と共生する暮らし
- 循環型社会の実現
- 低炭素社会の実現
- 環境にやさしい青森県民

3 環境分野の政策・施策体系

以下は、環境分野に掲げる、3政策9施策の体系です。計画では、これらの取組を推進することにより、自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成をめざすこととしています。（図1-2-4）。

〔資料：図1-2-2～図1-2-4 県企画調整課〕

図1-2-4 環境分野の政策・施策体系



第3節 青森県環境計画

1 青森県環境計画の策定

様々な環境問題が顕在化している中で、本県においても、すべての県民の参加と連携による日常生活及び経済活動と環境との調和を図りながら、良好な環境を保全し、創造することによって将来世代に引き継いでいくとともに、地球規模の環境問題に地域レベルから適切に対応していくため、平成8年12月に制定した青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条の規定に基づき、平成10年5月に青森県環境計画を策定しました。

平成19年3月に第二次青森県環境計画、平成22年3月に第三次青森県環境計画、そして平成25年3月には第四次青森県環境計画を策定しました。

また、平成28年3月に第5次青森県環境計画を策定し、各種施策を推進しています。

2 第5次青森県環境計画

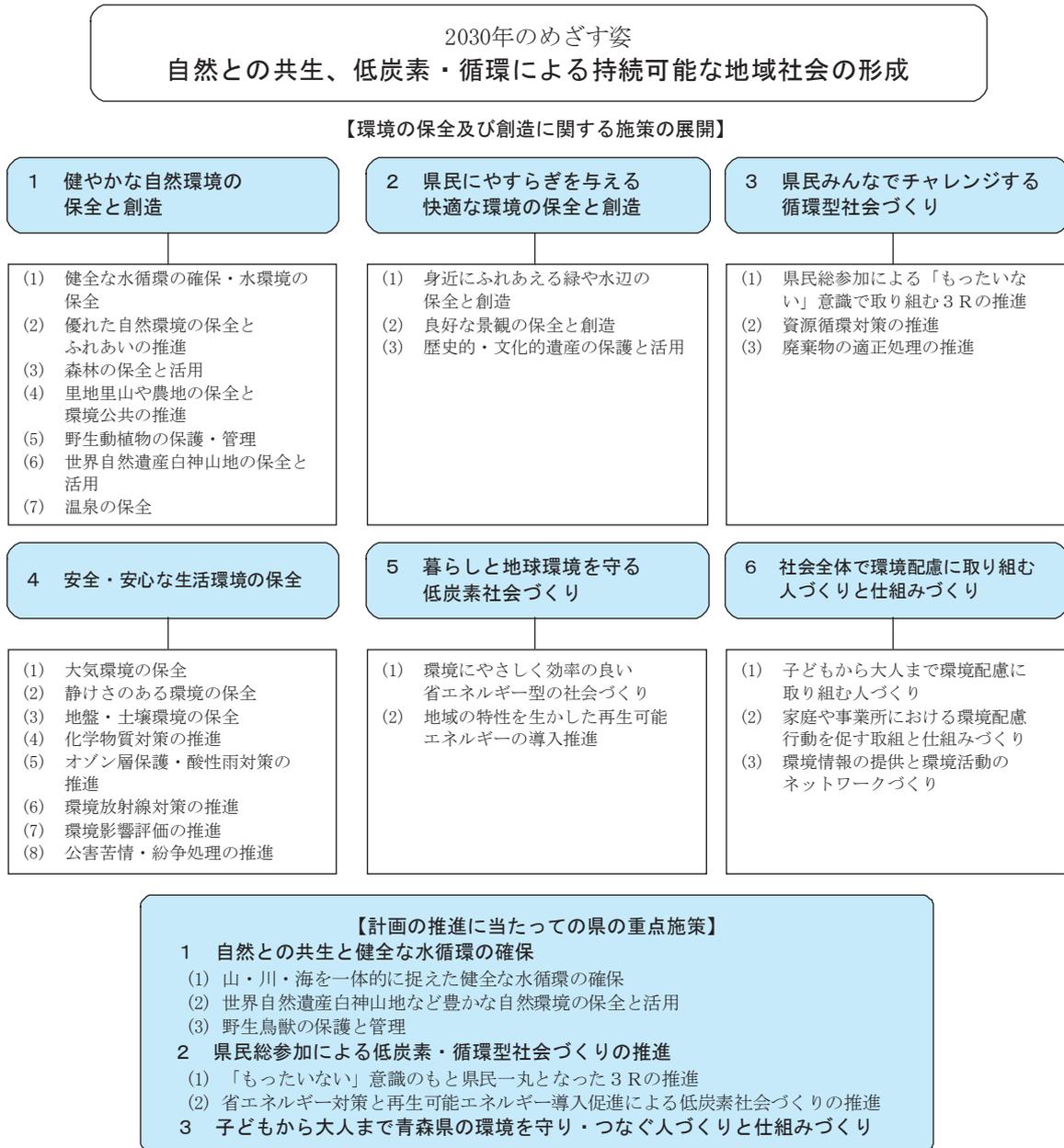
第5次青森県環境計画では、中長期的な視点に立った環境の保全及び創造に関する施策を展開していくため、2030年までに青森県がめざす姿を「自然との共生、低炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、各種施策の展開や県民、事業者、学校、環境保全団体などの各主体に期待する役割・行動指針を示し、県民一丸となって取り組んでいくこととしています。

また、本計画の進行管理を適切に行うため、各種施策に関連した「モニタリング指標」を設定するとともに、特に重点施策については、目標値を設定しており、これらの指標の状況について、毎年度確認・点検を行い、本計画を着実に推進していくこととしています（図1-2-5）。

なお、本計画は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等に関する行動計画としても位置付けています。

図 1 - 2 - 5 第 5 次青森県環境計画の構成

(平成28年度～平成31年度)



資料：県環境政策課

第 4 節 青森県地球温暖化対策推進計画

1 計画の策定

本県では、地球温暖化対策を地域レベルにおいて計画的・体系的に推進するため、平成13年4月に「青森県地球温暖化防止計画」を策定し、県内における2010年（平成22年）の温室効果ガス排出量を1990年（平成2年）比で6.2%削減することを目標とし各種取組を進めてきたところです。

そして、当該計画の計画期間の終了に伴い、平成23年

3月、本県の地球温暖化対策の新たな指針となる「青森県地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

新計画では、本県の強みである豊富な自然エネルギー資源、森林資源などの「地域ポテンシャル」と本県の温室効果ガスの排出状況などを踏まえた「地域課題」に着目した取組を進め、「あらゆる主体の連携・協働による、青森県の地域特性を生かした、快適で暮らしやすい低炭素社会の形成」を目指すことを基本理念としています。

2 計画の内容

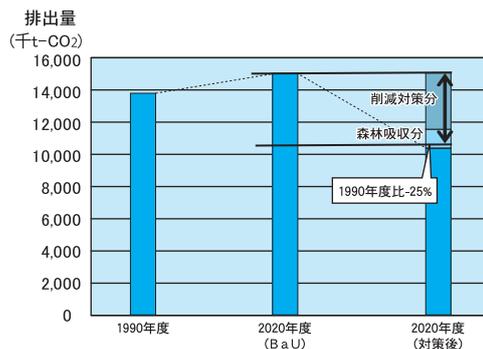
計画期間は2011年度（平成23年度）から2020年度（平成32年度）までの10年間とし、温室効果ガス削減目標は策定当時の国の取組にも対応した意欲的な目標として2020年度までに1990年度比で25%削減することとしています（図1-2-6）。

また、目指す将来像実現に向けたリーディングプロジェクトとして「低炭素あおりプロジェクト10」を設定し、重点的に推進することとしています（図1-2-7）。

なお、計画の推進にあたっては「あおり低炭素社会づくり庁内推進本部」及び有識者等からなる「青森県地球温暖化対策推進協議会」において進行管理を行うこと

もに、国内外の情勢を踏まえ、見直し等を行うこととしており、平成28年5月に国の「地球温暖化対策計画」が策定されたことを受け、平成28年度から計画の見直しに着手しました。

図1-2-6 青森県地球温暖化対策推進計画における目標削減量



注) BaU (Business as Usual) … 現状から特段の対策を行わない場合の将来予測

資料：県環境政策課

図1-2-7 青森県地球温暖化対策推進計画における「低炭素あおりプロジェクト10」

1	再生可能エネルギー導入促進プロジェクト ・風力、太陽、地熱等の再生可能エネルギーの利活用促進 ・エネルギー先進的利用モデル実証・発信プロジェクトの推進
2	低炭素型農林水産業推進プロジェクト ・農林業における再生可能エネルギー循環システムの形成 ・環境配慮型農業の推進 ・農産物の地産地消促進
3	青い森の森林吸収対策プロジェクト ・間伐の促進 ・地産地消につながる森林整備の促進 ・オフセット・クレジット (J-VER) 制度の活用等を通じた森林整備の促進
4	中小企業・公共サービス省エネ化プロジェクト ・省エネルギー対策に係る情報提供、技術的支援等のフォローアップの推進 ・既存の融資制度及び国内クレジット制度等の活用促進
5	雪と寒さに強い青森型省エネ住宅普及促進プロジェクト ・省エネルギー住宅のガイドライン策定、普及 ・省エネルギー対策効果の「見える化」の推進 ・既存の融資制度等の活用促進
6	低炭素型ライフスタイル・環境教育推進プロジェクト ・地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員等、各主体連携による対策推進 ・地域の人財を活用した環境教育の推進 ・環境配慮行動を促す仕組みづくり
7	低炭素型交通普及促進プロジェクト ・エコドライブの取組の推進 ・次世代自動車の加速的普及に向けた取組の推進 ・公共交通機関の利用を中心とした低炭素型交通社会の仕組みづくりの推進
8	青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウンプロジェクト（廃止） ・青い森セントラルパーク低炭素型モデルタウン構想の推進
9	あおり環境金融プロジェクト ・民間資金を活用した経済的インセンティブを付与する仕組みづくり ・既存の融資制度等の活用促進
10	県民総参加型「もったいない・あおり県民運動」推進プロジェクト ・あらゆる主体の連携、協働による推進体制の構築 ・低炭素社会づくりに向けた県民運動の展開

資料：県環境政策課